

1. 達成目標の設定理由等

施策(1) 6次産業化等の取組の質の向上と拡大に向けた戦略的推進

【目標】
6次産業化等の取組の質の向上と拡大

(ア) 6次産業化の市場規模

【測定指標の選定理由】

「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、「6次産業化の市場規模を 2020 年(平成 32 年度)に 10 兆円にする」との目標が掲げられていることから、これを測定指標及び目標値として選定した。

なお、6次産業化の市場規模の定義については、食料・農業・農村政策審議会において6次産業化の市場規模として整理された、今後成長が見込める7分野(加工・直売、輸出、都市と農山漁村の交流等)の市場規模の合計である。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、「6次産業化の市場規模を 2020 年(平成 32 年度)に 10 兆円にする」との目標が掲げられていることから、これを測定指標及び目標値として選定した。

なお、6次産業化の市場規模の定義については、食料・農業・農村政策審議会において6次産業化の市場規模として整理された、今後成長が見込める7分野(加工・直売、輸出、都市と農山漁村の交流等)の市場規模の合計である。

長期にわたる戦略的な取組が求められ、必ずしも短期間で効果が現れるものではないことから、単年度の目標値は設定していない。

6次産業化の市場規模

(兆円)

年 度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
目標値	—	—	—	—	—	—	—	10
実績値	4.7	5.1						

(「6次産業化総合調査」(農林水産省大臣官房統計部)等を基に食料産業局が作成)

【把握の方法】

「6次産業化総合調査」(農林水産省大臣官房統計部)等により把握。

【達成度合の判定方法】

6次産業化の市場規模について、市場規模の増減の要因分析、成長している分野の傾向分析から、6次産業化に取り組む農林漁業者等の経営改革や新商品開発・販売開拓への支援等が6次産業化の市場規模の拡大に寄与しているかを総合的に分析し、判定する。

(イ) 6次産業化の市場規模のうち、加工・直売分野における市場規模

【測定指標の選定理由】

「日本再興戦略」(平成 27 年6月 30 日改訂)において、「6次産業の市場規模を現状の1兆円から2020 年(平成 32 年度)に 10 兆円とする」との目標が掲げられている。

6次産業化の市場規模については、加工・直売、輸出、都市と農山漁村の交流、医福食農連携、地産地消、ICT、バイオマス、再生可能エネルギーの7分野の合計であるが、そのうち、農林漁業者が主体となった6次産業化の取組である加工・直売の市場規模を把握するため、測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

目標値については、「日本再興戦略」における6次産業化の市場規模の目標年度に合致させるとともに、加工・直売について過去の売上高からのトレンドにより見込んだ市場規模の伸びに、農林漁業成長産業化ファンドによる6次産業化事業体への出資の予測件数と既存の出資事業体の売上規模に基づく市場拡大効果を加味して算出の上、設定した。

年度ごとの目標値については、「日本再興戦略」において、途中段階の目標設定がされていないことから、設定は行わないこととする。

※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、前年度実績値を用いて評価を実施する。

6次産業化の市場規模のうち、加工・直売分野における市場規模

(兆円)

年 度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
目標値	—	—	—	—	—	—	—	3.2
実績値	1.9	2.0						

(「6次産業化総合調査」(農林水産省大臣官房統計部)を基に食料産業局が作成)

【把握の方法】

「6次産業化総合調査」(農林水産省大臣官房統計部)により把握。

【達成度合の判定方法】

加工・直売の市場規模について、増減の要因、加工・直売に取り組む農林漁業者等に対する新商品開発・販路開拓の支援の状況などを総合的に分析し、判定する。

(ウ) 年間販売額1億円以上の通年営業の直売所の割合

【測定指標の選定理由】

「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」(平成 23 年3月農林水産省告示)において、「主として農畜産物を取り扱う通年営業の直売所について、年間販売額が1億円以上のものの割合を、平成 32 年度までに 50 %以上とすることを旨とする」とされていることから、「年間販売額1億円以上の通年営業の直売所の割合」を把握するため指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

目標値及び目標年度については、「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」に掲げられた内容に基づいて設定した。

年度ごとの目標値については、上記基本方針において、途中段階の目標設定がされていないことから、設定は行わないこととする。

※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、前年度実績値を用いて評価を実施する。

年間販売額1億円以上の通年営業の直売所[※]の割合

(%)

年 度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
目標値	—	—	—	—	—	—	—	50
実績値	18.6	20.3						

(「6次産業化総合調査」(農林水産省大臣官房統計部)を基に食料産業局が作成)

【参考資料】

(事業体)

区 分	24 年度	25 年度	26 年度
通年営業の直売所数	11,110	11,320	11,700
うち年間販売額1億円以上の直売所数	1,890	2,100	2,370

(「6次産業化総合調査」(農林水産省大臣官房統計部)を基に食料産業局が作成)

※ 通年営業の直売所とは、1年を通じておおむね1週間に5日以上、常設の施設、売り場等で営業している農産物直売所をいう。

【把握の方法】

「6次産業化総合調査」(農林水産省大臣官房統計部)により把握。

【達成度合の判定方法】

年間販売額1億円以上の通年営業の直売所の割合について、増減の要因、直売所の売上向上に向けた取組状況や課題への対応状況などを総合的に分析し、判定する。

(エ) バイオマス産業都市の構築

【測定指標の選定理由】

技術とバイオマスの選択と集中によりバイオマスの事業化を重点的に推進する「バイオマス事業化戦略」が平成 24 年9月に策定され、地域のバイオマスを活用した事業化等を目指すバイオマス産業都市の構築が位置付けられたことを受けて、平成 25 年度より、関係7府省が共同でバイオマス産業都市の構築を推進していることから、測定指標として選定した。

※関係7府省:内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、「バイオマス産業都市を 2018 年までに約 100 地区構築する」とこととされているため、これを目標値として選定した。

年度毎目標値については、目標値と達成年度までの年数とを勘案の上、毎年度一定数増加するものとして算出して設定した。

バイオマス産業都市の構築

(単位:地区)

年 度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
目標値	—	51	68	85	100
実績値	22	34			

(食料産業局作成)

【把握の方法】

関係7府省が合同で募集し、有識者委員会による評価を経て、バイオマス産業都市として選定した地区の数を集計。

【達成度合の判定方法】

達成度合(%)=(当該年度の実績値)÷(当該年度の目標値)×100

A'ランク 150 %超、A ランク: 90 %以上 150 %以下、B ランク: 50%以上 90%未満、

C ランク: 50%未満

(オ) 再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区数

【測定指標の選定理由】

農山漁村には、土地、水、バイオマス等の再生可能エネルギーに利用できる資源が豊富に存在しており、これら資源を活用した再生可能エネルギー発電による収入を地域の農林漁業の発展に活用する多様な取組が、今後、全国各地で始まることが見込まれるところ。

このような多様な取組を図る指標としては、電力量を把握するよりも、取組を行う地区数を把握することが適当であることから、指標として設定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

農山漁村に存在する資源を活用した再生可能エネルギー発電は、太陽光発電、小水力発電、バイオマス発電など多様である。また、発電を行う事業主体や発電規模、売電収入の地域への還元方法など、地域によって多種多様な取組が行われている。

これらを地域の事情に応じて組み合わせることにより、各都道府県においてそれぞれ2地区程度、全国で 100 地区の事例を育成することにより、新たに再生可能エネルギー事業に取り組もうとする事業主体が、事例を参考に取組を行うことが期待できるため、30 年度を目標年度として目標値を設定したところ。

なお、電源の種類等によりそれぞれ準備期間が異なることから、予め年度ごとの目標値を設定することは適当ではないため設定していない。

【把握の方法】

補助事業における事業実施主体の状況報告や地方農政局等からの聞き取り等により把握。

【達成度合の判定方法】

評価に当たっては、各年度ごとの新規取組数を基本としつつ、農山漁村における再生可能エネルギー導入の検討状況等を総合的に分析し、判定する。

(カ) 地理的表示が登録されている都道府県の数

【測定指標の選定理由】

地理的表示保護制度は、気候や風土、地域で長年育まれた特別な生産方法によって、高い品質や評価を獲得するに至った産品の名称である「地理的表示」を知的財産として保護する、日本ではこれまでにない新しい制度であるため、広く制度周知を図り、都道府県等の自治体とも連携し、全国での活用を促すことが喫緊の課題である。

このため、地理的表示が全都道府県で登録されることを目標とし、その達成状況を計る指標を地理的表示が登録されている都道府県数とする。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

各都道府県において少なくとも1件が登録されれば、それぞれを各都道府県のリーディングケースとしてさらなる申請、制度の活用の拡大が期待できる。5年間で全都道府県において少なくとも1登録されることを目標とする。

各年度の目標値については、毎年度、一定割合で増加するものとして設定した。

地理的表示が登録されている都道府県の数

(単位:都道府県)

年 度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
目標値	—	10	20	29	38	47
実績値	0	10				

資料:特定農林水産物等登録簿を基に食料産業局が作成

【把握の方法】

特定農林水産物等登録簿により把握。

【達成度合の判定方法】

達成度合(%)＝地理的表示が登録されている都道府県数/年度毎目標値

A'ランク: 150 %超、A ランク: 90 %以上 150 %以下、B ランク: 50 %以上 90 %未満、

C ランク: 50 %未満

【参考資料】

平成27年度登録産品一覧

登録番号	名称 ^{*1}	特定農林水産物の区分	特定農林水産物等の生産地 ^{*2}	登録日
1	あおもりカシス	第3類 果実類 すぐり類	青森県	2015/12/22
2	但馬牛	第6類 生鮮肉類 牛肉	兵庫県	2015/12/22
3	神戸ビーフ	第6類 生鮮肉類 牛肉	兵庫県	2015/12/22
4	夕張メロン	第2類 野菜類 メロン	北海道	2015/12/22
5	八女伝統本玉露	第32類 酒類以外の飲料等類 茶葉(生のものを除く。)	福岡県	2015/12/22
6	江戸崎かぼちゃ	第2類 野菜類 かぼちゃ	茨城県	2015/12/22
7	鹿児島島の壺造り黒酢	第27類 調味料及びスープ類 その他醸造酢(米黒酢)	鹿児島県	2015/12/22
8	くまもと県産い草	第4類 その他農産物類(工芸農作物を含む) いぐさ	熊本県	2016/2/2
9	くまもと県産い草畳表	第41類 畳表類 いぐさ畳表	熊本県	2016/2/2
10	伊予生糸	第42類 生糸類 家蚕の生糸	愛媛県	2016/2/2
11	鳥取砂丘らっきょう ふくべ砂丘らっきょう	第2類 野菜類 らっきょう	鳥取県	2016/3/10
12	三輪素麺	第15類 穀物類加工品類 そうめん類	奈良県	2016/3/29

*1 名称については、代表的なものを記載しています。

*2 生産地は生産地の所在都道府県名を記載しています。

施策(2) 食品産業の競争力の強化

【目標】

新たな市場を創出
するための環境づ
くりの推進

(ア) 食品関連事業者と農業者の連携に向けての商談件数

【測定指標の選定理由】

農業の経営の発展とともに、食品産業全体の経営の発展のためには、農業者と食品関連事業者との連携により、新たなそして安定的な食材の利用促進を図る必要がある。このため、23年度からは対象事業者の範囲を広げ、それまでの外食・中食事業者に加えて食品加工業者等食品産業事業者も対象とすることとし、併せて目標値を見直した。

農業者と食品関連事業者の連携の結びつきを拓くため、産地懇談会等の開催により、積極的な取組を促すきっかけや環境づくりに取り組んでおり、新たな取引のための商談件数を指標として設定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

平成22年度までの実績によると、産地懇談会(年間4回)では320件のマッチングが、フェア(年1回)では375件のマッチングが行われ、そのうちの5%がそれぞれ商談まで進んでいる。

23年度からは、生産地での産地懇談会と都市での商談のためのフェアを連携させて実施することとした点を踏まえ、目標値は、現状の5%をそれぞれ2倍の10%に伸ばすこととし、合計70件(交流会は32件、フェアは38件)を年度ごとの目標値として設定した。

【把握の方法】

産地懇談会及びフェアにおいて実施する来場者アンケートにより把握。

【達成度合の判定方法】

達成度合(%)=(当該年度の実績値)÷(当該年度の目標値)×100

A'ランク: 150%超、Aランク: 90%以上150%以下、Bランク: 50%以上90%未満、

Cランク: 50%未満

【参考資料】

平成27年度 産地懇談会及び食材開拓フェアにおける商談件数等について

	開催地	参加需要者(人)	面談件数(件)	商談件数(件)
産地懇談会	山 口	10	130	29
	愛 媛	14	143	26
食材開拓フェア	東 京	30	68	15
	東 京	356	825	96
計		410	1,166	166

資料:事業実施主体が実施したアンケート結果による。

(イ) 食料の入手が困難となっている消費者への対策を必要としている市町村のうち、市町村又は民間事業者が対策を実施している市町村数の割合

【測定指標の選定理由】

「高齢化や人口減少等の影響により食料の入手が困難となっている消費者が存在する地域において、移動販売や宅配サービスの展開など、食品産業事業者等による地域の関係者等と連携した取組を推進する。」という基本計画上の施策の達成度合を総合的に評価するため、「食料の入手が困難となっている消費者への対策を必要としている市町村のうち、市町村又は民間事業者が対策を実施している市町村数の割合」を指標として設定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

農林水産省では、この問題が顕在化した平成 20 年度から施策を実施しているが、平成 23 年度から実施している市町村アンケートの結果を見ると、市町村又は民間事業者が対策を実施している市町村数は着実に増加している一方、高齢化や人口減少の深刻化に伴い、対策を必要とする市町村数も増加しているため、その実施割合は平均 85 %程度で推移している状況。

今後も高齢化や人口減少等により対策を必要とする市町村数の増加が想定される中で、市町村又は民間事業者が対策を実施している市町村数の増加を施策により維持することとして目標値を設定した。

対策を必要としている市町村のうち、市町村又は民間事業者が対策を実施している市町村数の割合

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
対策を必要としている市町村数	810	780	836	959	959
対策を実施している市町村数	657	682	722	802	820
対策を実施している割合	81.1%	87.4%	86.4%	83.6%	85.5%

(農林水産省調べ)

【把握の方法】

食料産業局食品流通課が全市区町村に対して実施しているアンケート調査により把握。

【達成度合の判定方法】

達成度合(%)=(当該年度の実績値)／(当該年度の目標値)×100

A'ランク: 110 %超、Aランク: 90 %以上 110 %以下、Bランク: 80 %以上 90 %未満、

Cランク: 80 %未満

【目標】
食品流通の効率化
及び高度化

（ア） 1中央卸売市場当たりの取扱金額

【測定指標の選定理由】

「食料・農業・農村基本計画」では、生鮮食料品等の流通基盤である卸売市場が直面する様々な課題に的確に対応し、その機能の更なる高度化を図るため、各市場それぞれの立地条件や独自の強みを踏まえた経営戦略を確立し、産地や実需者と連携を通じた魅力ある生産物の集荷・販売を推進するとともに青果物等の輸出拠点として、卸売市場の活用を目指す新たな取組などを推進することとされている。このため、卸売市場の健全性を測定するため、次の理由により、「1中央卸売市場当たりの取扱金額」を測定指標として選定した。

①生鮮食料品等の安定的かつ効率的な流通の確保には、卸売市場の安定した経営・運営が不可欠であり、卸売市場の安定的な経営・運営を確保する観点からは、卸売業者の営業利益を把握することが重要である。②しかしながら、「卸売業者の営業利益」は、外部要因からの影響等による変動幅が大きく、施策の有効性を評価するに当たっては、適当でないと考えられる。③他方、「1中央卸売市場当たりの取扱金額」は、「卸売業者の営業利益」と相関関係にある。④また、「1中央卸売市場当たりの取扱金額」は、変動幅が「卸売業者の営業利益」と比較して小さく、更に卸売市場法に基づく調査であることにより、結果をより迅速かつ正確に把握できる等の利点がある。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

目標年度は、第10次卸売市場整備基本方針の目標年度であり、基本計画の見直し年度でもある平成32年度と設定した。

目標値については、卸売市場の安定的な経営・運営を確保する観点から、取扱金額と相関関係にある営業利益について安定性を考慮した目標値を設定し、それに対応する取扱金額632億円(税込み)を目標値として設定した。

年度毎の目標については、基準年度(平成25年度)実績値から目標年度(平成32年度)目標値まで、直線的に増加(税抜で3%増、税込で8%増)するものとして設定した。

1中央卸売市場当たりの取扱金額

(単位:億円)

年 度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
目標値		607	609	623	626	629
実績値	615	660				

(農林水産省調べ)

【把握の方法】

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第28条に基づく中央卸売市場卸売業者の事業報告書により把握。

【達成度合の判定方法】

達成度合(%)=(当該年度の実績値)÷(当該年度の目標値)×100

A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、

Cランク:50%未満

【目標】 食品産業における生産性向上及び環境問題等の社会的な課題への取組の推進	(ア) 食品循環資源の再生利用等実施率 【測定指標の選定理由】 食品リサイクル法に基づき定められる「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」において、食品産業の4業種(食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業)に対し食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標(実施率)が定められていることから、これを測定指標として設定した。																		
	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、毎年度、一定割合で増加するものとして設定した。 ※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、毎年度の目標値は、前年度の値を記入している。																		
	食品循環資源の再生利用等実施率 <table><tr><td></td><td>27年度</td><td>28年度</td><td>29年度</td><td>30年度</td><td>31年度</td></tr><tr><td>目標値</td><td>食品製造業95% 食品卸売業60% 食品小売業47% 外食産業29%</td><td>食品製造業95% 食品卸売業62% 食品小売業48% 外食産業33%</td><td>食品製造業95% 食品卸売業64% 食品小売業50% 外食産業38%</td><td>食品製造業95% 食品卸売業66% 食品小売業52% 外食産業42%</td><td>食品製造業95% 食品卸売業68% 食品小売業53% 外食産業46%</td></tr><tr><td>実績値</td><td>食品製造業95% 食品卸売業57% 食品小売業46% 外食産業24%</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	目標値	食品製造業95% 食品卸売業60% 食品小売業47% 外食産業29%	食品製造業95% 食品卸売業62% 食品小売業48% 外食産業33%	食品製造業95% 食品卸売業64% 食品小売業50% 外食産業38%	食品製造業95% 食品卸売業66% 食品小売業52% 外食産業42%	食品製造業95% 食品卸売業68% 食品小売業53% 外食産業46%	実績値	食品製造業95% 食品卸売業57% 食品小売業46% 外食産業24%				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度													
	目標値	食品製造業95% 食品卸売業60% 食品小売業47% 外食産業29%	食品製造業95% 食品卸売業62% 食品小売業48% 外食産業33%	食品製造業95% 食品卸売業64% 食品小売業50% 外食産業38%	食品製造業95% 食品卸売業66% 食品小売業52% 外食産業42%	食品製造業95% 食品卸売業68% 食品小売業53% 外食産業46%													
実績値	食品製造業95% 食品卸売業57% 食品小売業46% 外食産業24%																		
(食品循環資源の再生利用等実態調査等を基に作成)																			
【把握の方法】 食品関連事業者から農林水産大臣へ報告される定期報告及び食品循環資源の再生利用等実態調査を基に算出。ただし、評価時点では、当該年度の実績値が把握困難なことから、前年度実績値を用いる。																			
【達成度合の判定方法】 食品リサイクル法に基づく食品産業における4業種(食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業)にそれぞれ定められた食品循環資源の再生利用等実績値／目標値 A'ランク: 150 %超、Aランク: 90 %以上 150 %以下、Bランク: 50 %以上 90 %未満、 Cランク: 50 %未満																			

2 . 用語解説

注1 食品産業	食品小売業・卸売業、食品製造業、外食・中食産業の総称。
注2 食品関連事業者	食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者及び外食・中食事業者 ^(注3) 。
注3 中食事業者	持帰り弁当、総菜等そのままの食事として食べられる状態に調理した食品を製造、販売する事業者。
注4 6次産業化7分野	加工・直売、輸出、都市と農山漁村の交流、医福食農連携、地産地消、ICT 活用・流通、バイオマス・再生可能エネルギーの7分野。